

「土木建設業関係団体との意見交換会」
に係る要望項目等に対する回答

[日 時] 平成19年11月7日(水) 9時30分～

[場 所] 長崎県庁第1別館5階会議室

長崎県議会土木委員会

目 次

① (社)長崎県建設業協会	1 ~ 2
② (社)長崎県中小建設業協会	3 ~ 4
③ (社)長崎県測量設計業協会	5
④ (社)長崎県造園建設業協会	6
⑤ (社)長崎県採石協会	6 ~ 7
⑥ (社)長崎県ほ装協会	7 ~ 9
⑦ (社)長崎県工務店連合会	9 ~ 10
⑧ (社)長崎県管工事協会	10 ~ 11
⑨ (社)長崎県港湾漁港建設業協会	12 ~ 13
⑩ (社)長崎県建築設計事務所協会	13 ~ 14
⑪ (社)長崎県砂利協会	14 ~ 15

「土木建設業関係団体との意見交換会」に係る要望項目等に対する回答（土木委員会）

要望項目(主旨)等	回 答
<p>①(社)長崎県建設業協会</p> <p>●長崎県における今後の土木行政について</p> <p>入札制度について、本県においては最低制限価格85%という数字があるが、この入札制度により、いわゆる「損益」ということから離れて、最低制限価格ギリギリの数字を入れなければならない状況になっている。</p> <p>この結果、会社の利益率についても、通常、3から5%が健全と言われる中、建設業界においては1%を切っている。</p> <p>このことは、社員給与、労務賃金にも波及しており、設計労務単価は日本で一番低く、また、安全性の問題などをはじめ、悪循環に陥っている。</p> <p>については、パートナーとして建設業界がしっかりと仕事がやっていけるように早急な対策を講じていただきたい。</p>	<p>議会としても、近年の公共事業費の減少により、入札競争が激化し、低入札受注が増加していることについては憂慮しているとともに、本県として、公共工事の適正な施工、品質の確保、及び県内建設産業の健全な育成などを引き続き行っていくことが課題であると認識している。</p> <p>執行部においても、良質な社会資本を調達することが県民の負託であるとの認識に立ち、これまで同様、引き続き入札の透明性・公正性・競争性を確保し、同時に工事品質を確保するとともに、技術と経営に優れた県内建設産業の育成が図られるよう努めたい。</p> <p>具体的な内容としては、土木部において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札の拡大を図り、透明性・公正性・競争性を確保する。 ・ 県内業者で施工可能な工事は県内業者に発注することとし、WTO 工事以外は原則として県内業者に発注する。などとしており、 <p>「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を図るため、総合評価落札方式の導入・拡大を図ってい</p>

くこととしているので、議会としても、その着実な実施に向けチェック機能を果たしていきたい。

なお、最低制限価格85%という数値は、中央公契連の標準モデルを参考としており、公契連の今後の議論の推移を見定めながら、県内関係業者と連携し、議論を深めたい。

まず、労務単価の適正な実績報告により、今以上の数値とすることが可能であるため、行政と団体が連携して実態を的確に反映した労務単価とすることにより、実質的に価格の引き上げがなされるものとする。各団体におかれても会員への指導について、よろしく願いたい。

さらには、総合評価の導入により、最低価格より高い金額を入れた業者であっても、総合評価点が高ければ落札可能となることから、このことについては、地元企業に配慮したものとなるよう、議会としても、執行部へ強く申し入れを行なっていきたい。

また、県の資材単価調査については、その回数を年2回から、必要に応じて四半期ごとを目途に改訂の是非について検討していく。

②(社)長崎県中小建設業協会

●公契約条例の制定について

建設産業をめぐる情勢は厳しく、公共工事設計労務単価の下落や建設産業特有の重層下請けにより低賃金・低価格の中建設技能者の生活は不安定なものになっている。

このことは、若年技能者の入職不足や高齢化による技能者の減少など、業界全体として先行きが危ぶまれる状況にある。

また、WTO 工事の場合、概ね60%ぐらいの落札率と聞いておりますが、現場に落ちるのは、その40から50%ということになり、仕事はあっても、それを受けることができないという話も受けている。

このような状況を改善し、建設産業を健全に発展させるため、公契約条例の制定について検討いただきたい。

「公契約条例」の理念については、我が国の建設産業が重層的な下請構造にあることから、賃金・労働条件を改善するうえで、有効な方策の一つであると思われるが、現行の労働法体系との調整が必要であると聞いている。

国においては、現行法体系の中で最低基準は確保できているとの認識もあるようで、この条例の基となるILO第94号条約に批准していない状況にある。議会としても国の動向を見守っていききたい。

また、建設労働者の賃金・労働条件は、近年の公共投資の減少に伴う低価格での受注競争が、少なからず影響を及ぼしていると考えられることから、本県では全国で最も高いレベルの最低制限価格が設定されてきた。

加えて、執行部においては、民間での現場経験が豊富な現場点検Gメンによる施工体制点検等も強化して、下請金額の支払い方法などの確認と、指導を行っているとの説明もあっており、議会としても関係団体と意見交換を行いながら、適切な元請・下請関係が築かれるよう努めていきたい。

また、先ほどの回答の中でも言いましたが、労務単価の引上げる努力により、賃金は上がりますので、よろしく願いしたい。

また、下請け保護として「セーフティーネット」の導入促進等に取り組むことについて、業界と執行部の間で検討をお願いしたい。

●住宅リフォーム(木造)に対する助成制度の創設について

住宅リフォーム(木造)については、県民ニーズも高く、経済波及効果が高いと言われ、経済浮揚策として有効であり、また、その地域に住み続けるということは、地域活性化、高齢化対策にとっても有効であると言われています。

これらのことから、住宅リフォーム工事を推進するための助成制度を検討していただきたい。

住宅のリフォームについては、居住者のライフスタイルの変化に伴い潜在需要は大きく、その分野の活性化は、新築住宅への投資を補うものとして有効であると考えるので、引き続き住宅建設関連団体と連携し、リフォームの普及・啓発に努力していくことが重要である。

ただ、一般的なりフォーム工事全てについて助成することは難しいと思われる。

なお、県においては、昨年度より市町及び住宅建設関連団体と連携し、県民の生命・財産の保護を目的とした木造住宅の耐震リフォームに対する助成事業を実施している。

この事業では、県内経済浮揚を考慮し地元へ本店等を置く工務店であることを要件としているところであり、耐震リフォームに一般的なりフォームを組み合わせることも可能であるので、制度の活用に向けた関連団体の積極的な取り組みをお願いしたい。

また、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化の推進を目的とする、助成制度や県産木材の活用を目的とした支援事業の普及についても、議会として後押しをしていきたい。

③(社)長崎県測量設計業協会

●地元企業(測量設計業)への「優先発注」と「受注機会の拡大」について

地元企業は、「測量業務」においては受注比率が高いものの、発注金額が高い「設計業務」での指名や受注が少ないため、10年以上にわたって「県内業者」と「県外業者」の受注比率は金額ベースで「3:7」～「4:6」の間で殆ど不変である。

地元企業も「設計業務」を受注すべく技術力の向上、有資格者の雇用増に努めてきましたが、それらの努力は実績としてあがっておらず、事業量が減少する中、経営環境の一層の悪化をまねいている。

このまま、受注機会が与えられなければ、業界全体の技術の底上げもかなわず、確保している有資格者も、いずれは離散することとなる。

以上のことから、地元技術者の育成・雇用機会の確保等の観点に立った発注制度の再考(「優先発注」と「受注機会の拡大」)についてお願いしたい。

委託業務については「長崎県建設コンサルタント業務等の指名基準」に基づいて指名選定が行われているところであり、その中で、測量設計業務の発注にあたっては、県内企業で可能な業務は県内企業に優先発注することを原則としている。ただし設計業務において、特殊なもの、一定以上の技術力を必要とするもの等については、県内企業では登録業者がいない、又は限られるものもあるため、実績を踏まえ、県外業者を加えた入札が実施され、その結果として県外業者が落札している場合もあると聞いている。

しかしながら、可能な限り県内企業の入札参加機会を増やし、有資格技術者の経験や技術力のさらなる向上に向けて、議会としても後押しをしていきたい。

④(社)長崎県造園建設業協会

●造園工事の造園専門技術を有する「造園専門工事業者」への発注について

造園工事については、建設業法に基づいて工事の内容、事例が規定されておりますが、公共工事の激減にともない他業種との競合が激化している。

については、造園工事が実施すべき工事の内容については、造園専門工事業者への発注について、配慮をいただきたい。

⑤(社)長崎県採石協会

●業界の現状とそれに対する支援策のお願い

公共事業の削減にともなう過当競争による最低価格帯での落札の増加により、骨材業界への極端な値下げ要求や建設及び生コン業者の倒産は、死活問題になっている。

また、平成5年の1,356万トンピークとして、昨年は442万トンにまで落ち込んでいる。

このような中、「新幹線の早期着工」を全力で実現していただきたい。

たびたび県へは陳情しておりますが、県産品の徹底使

土木部が発注する工事について、内容が造園工事の範疇と判断されるものについては、今後も可能な限り造園専門工事業者に発注することであり、議会としても、その着実な実行を求めています。

要望にある極端な値下げ要求は、独占禁止法第2条第9項に規定する「相手方に不利な取引をやらせる、優位的地位の濫用」にあたる可能性がある、との見解で執行部とも認識が一致している。

また、建設業者に対しては、従来より「適正価格での調達」について通知を行っているとの説明もあっており、そのような事例が発生した折には、公正取引委員会に通知される案件でもあるが、具体的な事例が生じた場合には、遠慮することなく、速やかに議会にもお知らせいただきたい。

「長崎県建設工事共通仕様書」1-1-53に資材等の県内

用がなされていない。

また、捨石については、公共事業予算の減少により、10年ほど前に比べ激減しており、経営にも大きな影響がでている。

今後、石材需要の増加をお願いしたい。

⑥(社)長崎県ほ装協会

●技術者の事前配置について

総合評価方式入札により、配置技術者の事前届出、技術者の個人施行実績等を求められ、公示から落札まで、その技術者が拘束されることとなる。

そのようなことが多くなると職員を何人抱えていればいいのか、経営的にも厳しい状況になるため、申請時に届け出た技術者と同等の技術者との差し替えが可能

優先調達を明記し、県産品が使用できるにもかかわらず県産品以外を使用する場合は理由書を提出させている。

この場合においても、具体的事例が発生した場合には、議会にご一報願いたい。

公共事業予算は、かつてのピーク時に比べて現在は半減し、建設石材の需要も減少している状況にある。

地形によっては、島原半島など、対岸の熊本県、福岡県からの搬入が、価格面でも安価であるという事例もあるが、県内産採石を使用することが原則であると考えているので、今後は、これまで以上に採石業界と議会並びに執行部の三者で、目的達成に向けて議論を活発化していきたい。

執行部からは、配置予定技術者の事前届出を規定しているが、配置予定技術者については落札者決定時点まで他の工事への従事を認めているので、「申請から審査及び入札の時点まで拘束している」ことにはならないとの報告があった。

申請時に届け出た技術者と同等以上の技術者との差し替えについては認められている。

従って、配置予定技術者の重複申請については、「同時に複数の工事に同一人物を配置する」ことは上記の考え方を前

になるようにしていただきたい。

また、工事施工中の事前配置技術者の変更についてもご配慮いただきたい。

さらに、管理技術者としての実績に現場代理人等の実績も加えていただきたい。

●市街地舗装工事の特殊性における交通誘導員及び重機運搬費の積算について

舗装工事における交通誘導員については、警察との協議により配置をおこなっているが、交差点、民間住宅の出入り、通学路等の関係で設計数量と実際に配置している交通誘導員との間にかなりの差があるため、実勢を考慮した積算をお願いしたい。

また、大型重機の駐機についても一般土木工事現場と違い、駐機可能な空き地等も少ないため、作業日ごとの搬入搬出をおこなっているため大きな負担となってい

提に容認されていると解している。

工事施工中の同等技術者への変更については、死亡、疾病など特別な場合を除いて認めていない。これは全国一律の規定であり、本県のみ緩和はできない。

また、管理技術者は、一定の要件(国家資格)を満たす技術者でなければならないが、現場代理人は、社員であれば特段の要件はなく、担当する業務も異なっている。

従って、現場代理人の実績をもとに監理技術者の実績とすることはできない。

警察等との協議により決定した配置員数は設計変更の対象となる事については、その取り扱いにバラツキが生じないよう、各監督職員へ周知する。なお、関係者との協議により当初想定していた配置員数を変更する必要がある場合は、事前に監督職員と協議し、監督職員からの指示を受けてから工事に着手していただきたい。

このうえで、ご要望の主旨に沿った実勢上の積算を行っていくものとします。

ご指摘の点はごもっともであるが、共通仮設費率には重機(20t未満)の日々の回送費は含まれているとともに、市街地や交通の影響を受ける箇所については諸経費の加算も

る。

については、重機運搬費は共通仮設費に一括計上されているが、積上げによる計上をお願いしたい。

⑦(社)長崎県工務店連合会

●工事入札見積書の作成について

石油価格や鉄筋、建築資材等については、毎月高まっている中、県が予算をとるときには、どの単価でやっているのか。受注金額が小さい我々の業界において、その価格が1%違っただけでも大きな負担となる。

予算をとる際、納入業者の話を聞かれると思うが、それを基に積算された場合、さらに最低制限価格85%というような設定をされると大変厳しい。

●発注件数の増加要望について

業者数が一番多い業種であるため、回ってくる指名の件数が非常に少ないという状況にある。学校関係、公共施設など、多くの件数を出してほしい。

行われており、この中で、損益についても、そのときどきで変化する状態となっている。この考え方は、全国共通となっているため、まず、国に対し、議会と業界が一体となり要望等を行っていくことが重要だと考えている。

ご指摘のとおり、資材等の逆ざやの問題は、大変重要な解決課題であり、工事価格に大きく影響し、価格の変動が大きいと考えられる生コンクリート、鉄骨、鉄筋の材料費については、原則として直近の物価資料掲載価格による工事費積算時の価格を採用しているが、ご指摘も踏まえ、必要に応じ逆ざやが生じないような資材価格について、調査検討を行ってまいりたい。

また、最低制限価格に関しては、「労務単価をいかにして上げるか」、「総合評価制度をどのように活用していくか」が非常に重要な問題となってくるので、執行部は勿論のこと、関係団体についてもご協力をお願いしたい。

公共事業費の削減が顕著な中で、ご指摘は、よく理解するところである。今後は、学校関係等について、耐震化事業等に予算の増加が見込まれる。

1千万円未満の工事については、建築課を通さず直接発注

●団体加入業者とそうでない業者との指名入札等における差別化について

私どもの団体は、県がやっている「住宅フェア」や「研修会」に積極的に協力・参加しているが、指名の段階では、そうでない業者も均等に指名されている。

そういうところは、県に対する協力活動を行っている業者を優先的に指名していただきたい。

⑧(社)長崎県管工事協会

●公共事業の最低制限価格(資材単価と労務費単価)について

公共工事の最低制限価格についての引き上げは難し

できているので、教育庁等にも貴会の要望を伝える。

また、議会として、予算の増額についても引き続き努力したい。

指名競争入札において何らかの優先的な取り扱いをすることについては、公共工事適正化法、又は独禁法にいう不当な取引制限にも抵触するので、困難であると解される。

しかしながら、貴連合会の取り組みは企業イメージの向上とともに、地域への貢献も評価できると考えており、地域貢献については、県としても県発注工事の指名選定の中で、一定の評価ができないかと考えており、評価項目や評価の方法について検討している。

執行部と協議のうえ、平成20年度から実施したいと考えており、その中身については、執行部と十分に協議のうえ制度の活用を目指していただきたい。

最低制限価格については、前述のとおり、中央公契連の枠内では上限の85%であり、この最低制限価格を引き上げることは、今後の検討課題としたい。

鉄筋など工事費に与える影響が大きい主要資材について

い状況にあると聞いておりますが、年度途中での資材単価の値上がり等について、弾力的な運用を図っていただきたい。

さらに、全国で一番低い労務単価の85%となれば、その単価はもっと低くなる。労務単価の見直し、あるいは評価の方法についても改善をお願いしたい。

また、上・下水道工事、給排水等の設備工事並びに空調、冷暖房施設工事などの公共工事の分離発注につきましても、地元の専門業者への優先発注をお願いしたい。

また、金融機関の融資にあたっての対応が、業界の倒産・廃業に拍車をかけているような状況にあり、行政・議会の力を借りて何とかできないか。

は、タイムリーに見直すよう指示しており、7月には鉄筋単価を改定したが、これも前述したとおり、毎月発行の経済物価調査による最新の資材単価を採用するとともに、県独自の資材単価についても、これまで年2回の作成であったが、今後は、四半期ごとに必要に応じ改訂するなど、資材単価の適正な把握に努めていきたい。

労務単価の改善については、本委員会でも最重要課題と認識しており、これまで、執行部とともに業界に対し喚起を促してきた。是非とも、来年度に向け、業界全体の最大の努力をお願いしたい。

建築工事における管工事については、できる限り分離発注に努めている。また、工事の指名においても地元企業を優先して行っている。今後とも地元企業の育成を念頭に地元設備業者への発注について配慮していきたい。とのことであるが、今後とも、議会としても「地元の専門業者への発注」が基本であることを執行部に求めている。

具体的に、この方向と違う事例があった場合には、速やかに議会にご報告願いたい。

金融機関等については、今後、実情の把握に努め、検討課題としたい。

⑨(社)長崎県港湾漁港建設業協会

●作業船の適正な評価について

要項に定める作業船の要件をクリアーするために中古船を1隻購入して港に繋留しているだけの業者と血の滲むような企業努力で船団の保有等に莫大な経費を投じている業者が同じ土俵で競争している現状を作業船の保有状況・形態等による評価がなされるよう要項の改正をお願いしたい。

●異形(消波)ブロックの型枠賃料について

異形(消波)ブロックについては、メーカーからの専用

本委員会としても、作業船の保有状況・形態等による評価について、何らかの評価基準は必要であると考えている。

海上工事については、このことを踏まえた上で、下記の事項について考慮しているところである。

① 技術力の重視

低価格競争が続く中、工事品質の確保や適正な施工の確保の観点から、「地元の気象海象などの属地条件の特性把握に長けた地元企業」あるいは「より高い技術力/経営力に優れた企業」が参加できるようにする。

② 地域重視

災害時の緊急対応のためにも、地域の核となる建設業者を育成する必要がある。また、地域の経済や雇用への影響を考慮する。

③ 競争性/透明性の確保

今回の要望については、①②③の考え方を踏まえた上で、県内の作業船の保有状況・形態を確認し、見直し(総合数値、主観点数、今回の提案等)の必要性について検証していきたい。

型枠の賃料価格については、経済調査会等の調査に基づき決定されており、現時点では要望主旨の事例が少数か、或い

型枠の賃貸により作成しているが、今般、一部メーカーから一方的な値上げがなされている。

しかしながら、発注段階でブロックの種類・大きさの指定があるため、請負者側にメーカーの選択の余地がなく、また、設計単価も据え置かれたままになっているため、ブロックの種類によっては逆ざやが発生している。早期解消に向けて、何らかの対策をお願いしたい。

●安全な施設の早期発注について

近年、気象の変化等により大型台風等が発生している。安心して船舶が停泊できる施設、安心して住める施設の整備等を早急をお願いしたい。

⑩(社)長崎県建築設計事務所協会

●設計入札に対する最低制限価格の設定について

設計入札に関しては、最低制限価格がありません。これで公共建築が守られるのか。もともと、設計が入札にそぐわないという話もありますが、少なくとも最低制限価格については是非ともお願いしたい。

は、確認されていないため、本年度も見直しがなされていないものと思われる。現在のところ長崎県独自の単価見直しは困難であると思われる。

物価本に賃料価格が記載されていなければ、県独自で決められるが、実際問題として、記載されている以上、この単価を上限として積算せざるを得ない。

しかしながら、こうした現状は改善しなければならず、執行部はもちろんのこと、業界としても経済調査会等に申し入れを行っていただきたい。

港湾施設に限らず、本県の社会基盤は、まだ不十分であるため、引き続き整備を行っていく必要がある。

また、本県においては、土木建設産業は主要産業でもあることから、公共事業の重要性については強く認識している。

これからも引き続き鋭意執行部とともに努力していききたい。

設計委託の最低制限価格については、長崎県財務規則により設定することができない現状にある。

今のところ、設計委託の入札については、非常に低い価格で落札する案件が多発する状況にはないが、低入札が多発するようであれば成果品の品質に影響を及ぼすことも考えられるので、今後の状況を見守りながら最低制限価格の設定の

●改正建築基準法・建築士法の施行にあたっての県民への
広報について

法改正にともない、構造計算上の厳格化、中間検査の義務化など、これまで以上の日数、費用を必要とすることとなった。

これらのことについては、団体としても県民に対し説明はしていくが、県においても、県民にわかりやすく周知徹底をやっていただきたい。

①(社)長崎県砂利協会

●砂利採取総量枠の現状堅持について

海砂採取の総量枠については、県との確認書において平成20年度は年間300万 m^3 とされているが、業界としての厳しい現状、県内需要に対しての安定供給、さらには今後の事業拡大という目標点を含めると、最低限総量枠の現状維持(400万 m^3)が必要であるので、よろしくお願いしたい。

是非について検討していきたい。

6月20日に施行された建築基準法の一部改正に係る県民への周知については、5月に県の全世帯向け広報誌への掲載、また6月には、設計者・施工者を対象とした事業者向け説明会において、「確認審査等の厳格化」や「構造計算適合性判定手数料」に関し、普及・啓発を図ってきた、との報告を受けている。

しかしながら、今後も引き続き特定行政庁等と連携を図り、広報誌への追加掲載や県・市のホームページへの掲載を通じ、引き続き県民への普及に努めていく。

県では、水産資源の保護や自然環境の保全との調和を図り、海域環境への影響を可能な限り少なくするという観点から、県内需要の予測される範囲内で海砂採取を認めることとし、平成15年度に450万 m^3 /年であった採取総量枠を段階的に削減し、平成20年度には300万 m^3 /年まで削減することとしている。

これは、平成15年度に設置した「長崎県海砂に関する検討委員会」(会長：塩飽志郎弁護士)の提言に基づき県と長崎県砂利協会との協議のうえ決定した方針である。

	<p>なお、平成20年度の採取総量枠については、今年度需要量調査を実施し、県内の必要量を確認したうえで最終的な決定を行う予定であるが、県内需要量に大きな状況変化がなければ、見直しは困難であると考えている。</p>
--	--